

法令 No.4 施設基準

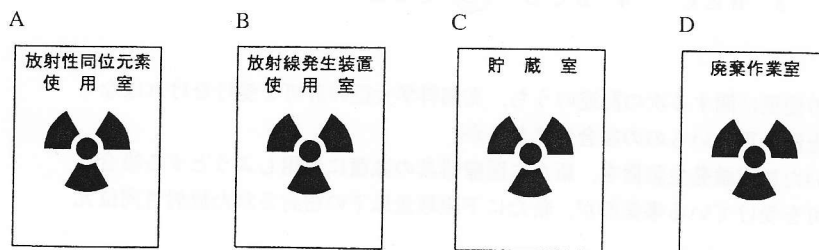
第51回(2006年)

問4 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。
- B 作業室には、汚染の検査のための放射線測定器を備えること。
- C 液体状の放射性同位元素を使用する作業室には、液体がこぼれにくい構造で、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いた容器を備えること。
- D 作業室に設けるフード、グローブボックス等の気体状の放射性同位元素等の広がりを防止する装置は、排気設備に連結すること。

- 1 AとB 2 AとC ③ AとD 4 BとC 5 BとD

問5 次の標識のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は工業標準化法の日本工業規格によるものとし、その大きさは放射線障害防止法で定めるものとする。



- 1 ABCのみ ② ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問6 使用施設等の標識を付ける箇所のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 放射性同位元素等の詰替えをする室の出入口又はその付近
- B 表示付認証機器を使用する室の出入口又はその付近
- C 保管廃棄設備の外部に通ずる部分又はその付近
- D 貯蔵室にあってはその出入口又はその付近

- 1 ABCのみ 2 ABDのみ ③ ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問16 貯蔵施設に備えるべき、液体状の放射性同位元素を入れる容器に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 容器は、気密な構造とすること。
- B 容器は、液体がこぼれにくい構造とし、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。
- C 容器は、表面における1センチメートル線量当量率が2ミリシーベルト毎時以下であること。
- D き裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具を設けること。

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC ④ BとD 5 CとD